

埼玉工業大学における公的研究費の執行・管理・監査に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日 文部科学大臣決定」に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する事項を定め公的研究費の公正かつ適正な取り扱いに関して必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、公的研究費とは政府関係省庁、または政府関係省庁が所管する独立行政法人等から研究機関に配分される、次の競争的資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業、科学技術振興調整費、その他省庁から配分される競争的資金
- (2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業
- (3) 前各号に定める他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金
- (4) 民間からの外部資金研究費であり、受託研究費、指定研究費（奨学寄附金による）共同研究費、産学共同研究費、民間助成財団からの研究助成金

2 この規程において「研究者」とは大学において研究活動に携わる教育職員、学部学生・大学院学生及び研究に従事する客員研究員等を総称する。

(最高管理責任者)

第3条 本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究資金の執行・管理についての最終的な責任及び権限を有する。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究資金の執行・管理についての全体を統括する責任及び権限を有する。

(研究活動コンプライアンス推進責任者)

第5条 研究活動コンプライアンス推進責任者を置き、各部局長をもって充てる。

2 研究活動コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究資金の執行・管理についての部局を統括する責任及び権限を有する。

3 研究活動コンプライアンス推進責任者は不正防止を図るため、すべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し受講者等を管理監督する。

(事務管理責任者及び実務責任者)

第6条 事務管理責任者を置き、事務部長をもって充てる。

2 事務管理責任者は、研究活動コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究資金の適正な執行・管理及び研究遂行に関する事務手続きについての責任及び権限を有する。

- 3 実務管理責任者を置き、法人総務課長、管財課長、教育研究支援課長をもって充てる。
- 4 実務責任者は、事務管理責任者を補佐し、事務手続きについて、不正な手続きを防止し、不正防止計画の推進及び効率的な研究の遂行について監視するものとする。

(事務処理)

第7条 統括管理責任者及び研究活動コンプライアンス推進責任者は、公的研究資金に関する事務処理上の手順を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(相談窓口)

第8条 公的研究資金の執行・管理及び事務処理について、学内外からの相談を受け付けるために、相談窓口を教育研究支援課に置く。

- 2 相談窓口責任者には、実務責任者をもって充てる。

(コンプライアンス教育)

第9条 統括管理責任者及び研究活動コンプライアンス推進責任者は、研究活動コンプライアンス推進委員会の任務において研究者等の公的研究資金の取扱いに対する意識向上を図るために、説明会の開催などの必要な対応策を講じなければならない。

(研究活動コンプライアンス推進委員会)

第10条 最高管理責任者は、本学において行われる、公的研究資金による研究活動について、研究活動コンプライアンス推進委員会を設置し、対応する。

- 2 研究活動コンプライアンス推進委員会に関する事項は、別に定める。

(不正行為)

第11条 最高管理責任者は、公的研究資金の執行にあたり不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

- 2 研究上の不正行為に関する取扱いは、「研究活動コンプライアンス推進委員会規程」により、別に定める。

(不正防止計画の推進)

第12条 本学に、公的研究資金の不正防止計画を推進するため不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 副学長 1名
- (2) 各学部長（研究活動コンプライアンス推進責任者）
- (3) 各研究科長（研究活動コンプライアンス推進責任者）
- (4) 事務部長
- (5) 法人本部長・次長
- (6) 法人総務課長
- (7) 会計課長
- (8) 管財課長
- (9) 教育研究支援課長

(10) 学校法人智香寺学園の教職員でない者であって、法律もしくは会計の専門家または学術研究倫理に関する専門知識を有する者の内から理事長が任命する。

2 前項第1号から第10号までの委員の任期は、その職制による在職期間とする。前項第11号の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会に関する事務については、教育研究支援課が担当する。

(事実確認)

第13条 旅費・謝金等研究費の執行に係る事実確認は、法人本部法人総務課が担当する。

2 事実確認にあたっては、教育研究支援課を責任部署とし、公的研究資金の事実確認処理の実質的な責任と権限を有する。

(物品検収)

第14条 固定資産及び物品の購入に際しては、購入に係る検査を適正に実施するため、納品時に検収を要するものとし、検収を行うために物品検収担当を置く。

2 物品検収は、法人本部管財課が総括し管財課（検収室）が担当する。

(不正関与業者への対応)

第15条 公的研究資金の執行にともない、不正な取引に関与した業者が確認された場合は固定資産及び物品調達事務細則の定めにより、取引停止等の処分を行うことができる。

(研究活動に関する不正行為の申立窓口)

第16条 法人本部に研究活動に関する不正行為の申立窓口を置き、申立窓口責任者には、教育研究支援課長を充てる。

(内部監査)

第17条 公的研究資金の執行・管理及び事務処理手続きについて内部監査を実施する。

2 内部監査の実施については、監査室が担当する。

(監事・監査法人との連携)

第18条 監査室は、監事及び監査法人と相互に連携して、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(監事の役割)

第19条 監事は、公的研究費の運営及び管理を重要な監査対象として取り扱い、以下に掲げる事項の確認結果について、理事会等において定期的に意見を述べる。

(1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、本学機関全体の観点から確認する。

(2) 監事は、統括管理責任者又は研究活動コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング結果や内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを重視して確認する。

(疑義の裁定)

第20条 この規程の施行に際し、疑義が生じた場合には学長の裁定による。

(補則)

第 2 1 条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 2 2 条 この規程の改廃は、不正防止計画推進委員会の審議を経て、学内理事会が行う。

附 則 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 4 年 5 月 1 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 7 月 2 5 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 1 月 1 6 日から施行する。